

みどり市民病院院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル合意書

みどり市民病院と_____薬局とは病院院外処方せんに係る薬剤師法第 23 条第 2 項の取り扱いについて、下記のとおり合意した。

記

1. 院外処方せんに係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について

以下の項目については、薬局での患者の待ち時間の短縮や処方医の負担軽減の観点から、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。ただし、麻薬及び抗悪性腫瘍剤は除くこととする。

- 1) 成分名が同一の銘柄変更（ただし変更不可の処方薬は除く）なお特定の薬剤において、銘柄変更により用量が変更となってしまう場合も許容する
- 2) 剤形の変更（薬剤の安定性や患者の利便性が同等もしくは向上する変更に限る）
- 3) 別規格製剤がある場合の薬剤規格の変更（薬剤の安定性や患者の利便性が同等もしくは向上する変更に限る）
- 4) 錠剤の半割や粉碎、あるいはその逆。（薬剤の安定性や患者の利便性が同等もしくは向上する変更に限る）
- 5) 調剤報酬に関わらない「患者の希望」あるいは「アドヒアランス不良で一包化によりその向上が見込まれる」の理由により実施する一包化（コメントに「一包化不可」の場合を除く）。
- 6) 湿布薬や軟膏での包装規格変更に関する事（合計処方量が変わらない場合）
- 7) 薬剤師が残薬確認時に処方薬の残薬を把握したため、投与日数を調整（短縮）して調剤すること（外用剤の本数の変更も含む）および、Do 処方が行われたために処方日数が必要数に満たないと判断される場合の投与日数の適正化
- 8) ビスホスホネート製剤の週1回あるいは月1回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）
- 9) 「1 日おきに服用」と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）
- 10) 消炎鎮痛剤における剤形の変更（パップ剤 ⇄ テープ剤）患者希望時のみ
- 11) D₂ 受容体拮抗剤、抗アレルギー剤、漢方薬、オメガ-3脂肪酸、睡眠薬、抗真菌薬、緩下剤に関しての特定の用法変更
- 12) インスリン等に用いるニードルについて、包装数にあわせた本数の変更
- 13) ブドウ糖処方について、メーカー提供品の使用に伴う変更

以上

令和 年 月 日

所在地 〒458-0037 名古屋市緑区潮見が丘 1-77

名称 名古屋市立大学医学部附属 みどり市民病院

代表者氏名 病院長 浅野 實樹 印

所在地

名称 薬局

代表者氏名 印